

せたな町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

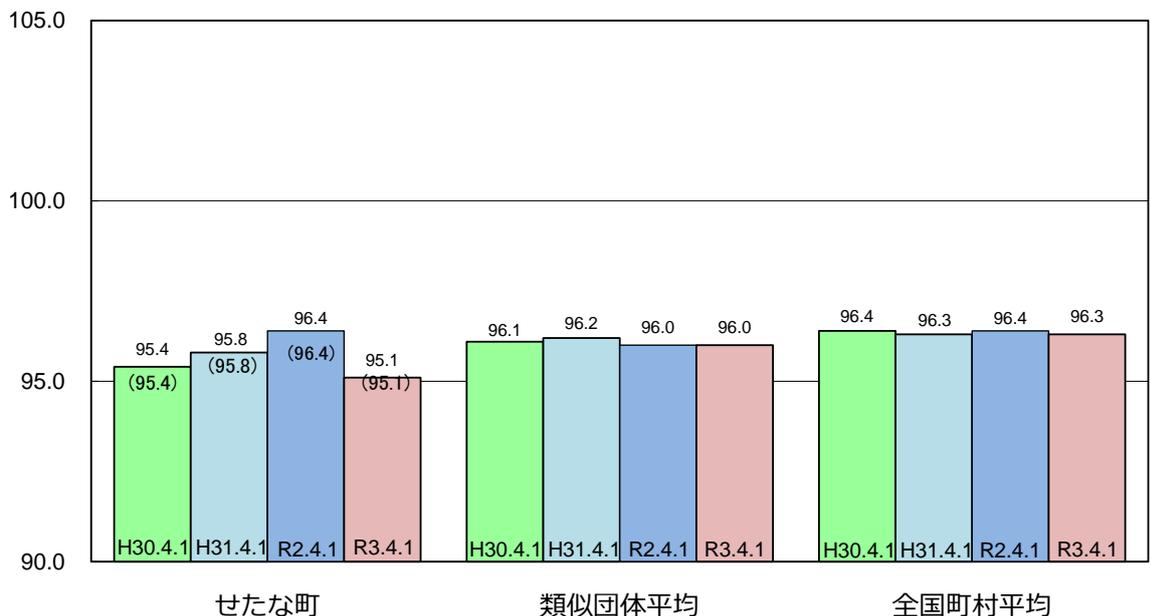
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 31年度の人件費率
		千円	千円	千円	%	%
2年度	7,563	8,171,156	275,469	1,526,968	18.7	14.2

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	145	532,177	85,403	207,128	824,708	5,688	5,519

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ ○年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
3年度	円 —	円 —	0円 —	% —	% —	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
3年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(注) せたな町は人事委員会を設置していないため、記載不要。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年 4月 1日

(実施内容)

民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差(2.18ポイント)を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げる。1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸増設をする。激変緩和のための経過措置(3年間の現給補償)を行う。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
せたな町	43.4 歳	315,900 円	365,491 円	357,348 円
北海道	42.9 歳	319,400 円	388,468 円	364,117 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.0 歳	298,750 円	345,218 円	328,287 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
せたな町	53.0歳	4人	326,400円	402,200円	347,467円	—	—	—	—
うち 其他技能労務職	53.0歳	4人	326,400円	402,200円	347,467円	—	—	—	—
北海道	55.6歳	147人	313,500円	340,204円	330,392円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	51.2歳	3人	285,749円	309,905円	301,063円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
せたな町	—	—	—
うち用務員	—	—	—
うち其他技能労務職	6,324,300 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和元年～3年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		せたな町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,600 円	150,600 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和3年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,700円	350,500円	381,900円	-
	高校卒	224,300円	319,300円	358,300円	377,700円
技能労務職	高校卒	-	-	-	-
	中学卒	-	-	-	-

※該当職員がない場合は、近似階層職員の平均給料月額を記載している。

※該当職員及び近似階層職員が3人以下の区分は金額を記載しない。

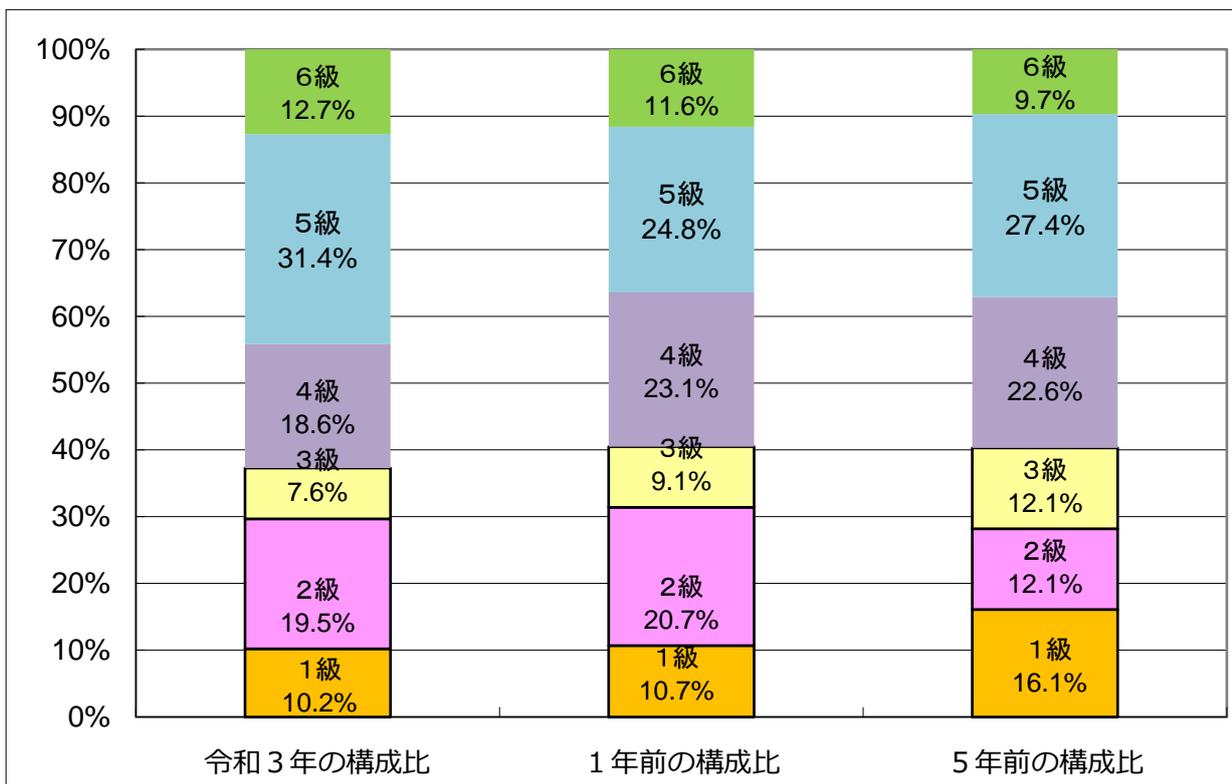
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号俸の給料月額
6級	高度な業務を処理する支所長、課長、室長、参事の職務	15	12.7	円 319,200	円 410,200
5級	1 支所長、課長、室長、参事の職務 2 高度な業務を処理する課長補佐、主幹の職務	37	31.4	円 289,700	円 408,600
4級	1 課長補佐、主幹の職務 2 高度な業務を処理する係長の職務	22	18.6	円 264,200	円 397,000
3級	1 係長の職務 2 高度な業務を処理する主任の職務	9	7.6	円 231,500	円 360,800
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務 (主事、技師等)	23	19.5	円 195,500	円 312,300
1級	定型的な業務を行う職務 (主事、主事補、技師等)	12	10.2	円 146,100	円 247,600

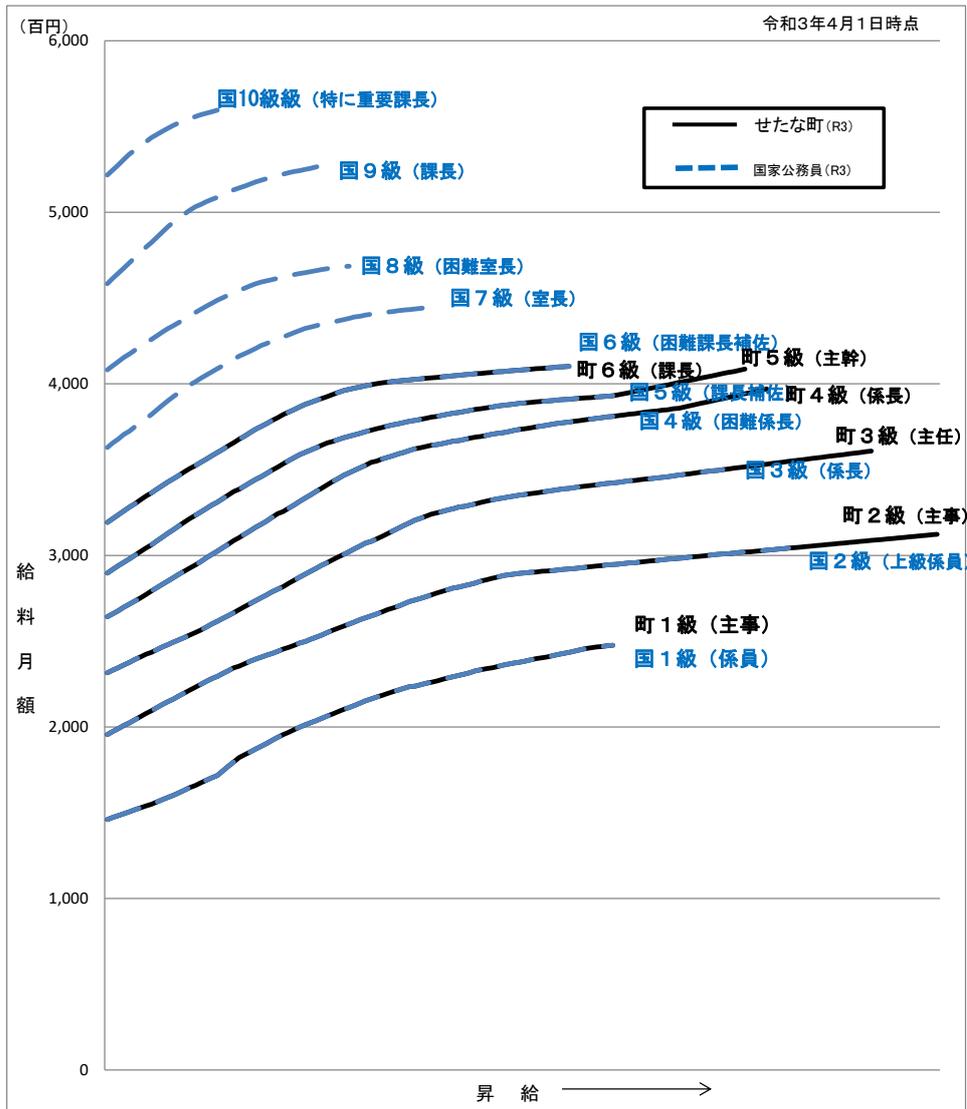
(注) 1 せたな町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



令和18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）	/		/	
□. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

せたな町	北海道	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,511 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,648 千円	-
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 [1.45] 月分 [0.90] 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 [1.45] 月分 [0.90] 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 [1.45] 月分 [0.90] 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) []内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（せたな町）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
□. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

せたな町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～30%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～30%加算）	
1人当たり平均支給額	9,806 千円	21,884 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		78 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		78 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
札幌市	3 %	1 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		95.1 (95.1)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)	15,919 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	379,030 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (2年度)	17.2 %		
手当の種類 (手当数)	9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	病院及び診療所に勤務する医師	診療及び出張診療並びに健康管理に関する調査研究に従事した場合	医務手当 月額 150,000円以内 出張診療手当 月額 50,000円以内 医事研究手当 月額 200,000円以内
往診手当	病院及び診療所に勤務する医師 (ただし、医療職給料表(一)を適用する医師に限る)	患者の依頼により病院等以外の場所において診療に従事した場合	往診料の4割相当額
手術手当	病院及び診療所に勤務する医師 (ただし、医療職給料表(一)を適用する医師に限る)	虫垂切除点数以上の手術(麻酔術を加算する。)を施行した場合	手術料の2割相当額
集団検診手当	病院及び診療所に勤務する医師 (ただし、医療職給料表(一)を適用する医師に限る)	病院以外の場所で行う集団検診に従事した場合	健康診断 5,000円/回 予防接種 8,000円/回
夜間看護手当	病院及び診療所に勤務する看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合	深夜勤務 全部 7,300円/回 4時間以上 3,550円/回 2~4時間 3,100円/回 2時間未満 2,150円/回
救急待機手当	病院及び診療所に勤務する看護師、准看護師、放射線技師、臨床検査技師及び薬剤師	勤務時間外における救急患者の処置及び転送等の業務の非常招集に備え予め待機を指定した場合	看護師、准看護師 10,000円 放射線技師 月額 10,000円 臨床検査技師 月額 10,000円 薬剤師 月額 10,000円
薬剤師手当	病院及び診療所に勤務する薬剤師	薬剤師業務	月額 50,000円以内
潜水作業手当	職員	潜水器具を着用して潜水深度20mまでの潜水作業に従事した場合	1時間 310円
防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事した場合	1日 3,000円 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合 1日 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (2年度決算)	24,690 千円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	173,871 円
支給実績 (1年度決算)	37,194 千円
職員1人当たり平均支給年額 (1年度決算)	258,293 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	① 配偶者 月額 6,500円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 月額 10,000円 ③ ①②以外の扶養親族 月額 6,500円 ④ 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 月額 5,000円加算	同じ		24,639 千円	226,047 円
住居手当	借家及び借間 (家賃の額が月額16,000円を超える場合) ・家賃が月額27,000円以下の場合 家賃の月額から16,000円を控除した額 ・家賃が月額27,000円を超える場合 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1に11,000円を加算した額 (控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)	異なる	○単身赴任手当を支給される職員の配偶者または子が居住・借り受けている家賃額 支給なし	20,319 千円	228,301 円
通勤手当	① 交通機関等の利用者 ・1か月当たりの運賃等相当額 (55,000円を限度に支給) ② 自動車等の交通用具使用者 ・片道2km以上の通勤距離に応じた月額を毎月支給 (2,000円～31,600円)	同じ		9,433 千円	116,458 円
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日若しくは休暇日に宿直又は日直を命ぜられた場合 ・医師 21,000～31,500円 (休日当番医は30,000円加算) ・病院職員又は老人福祉施設職員 7,400円 (休日の宿直勤務等の場合 11,100円) ・その他の職員 4,400円 (5時間未満の場合は2,200円)	同じ		7,361 千円	294,440 円
管理職手当	役職に応じ支給 (給料月額×支給割合) ・1種 100分の15 ・2種 100分の13 ・3種 100分の9 ・4種 100分の6	異なる	定額	37,015 千円	468,541 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員のうち臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合 1回 4,000円～9,000円	異なる	1回 4,000円～ 18,000円	90 千円	18,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	750,000 円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 360,500 円
	副 町 長	600,000 円 ()	700,000 円 / 471,000 円
酬 報	議 長	235,000 円 ()	400,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	190,000 円 ()	314,000 円 / 182,000 円
	議 員	165,000 円 ()	290,000 円 / 155,800 円
期 末 手 当	町 長	(2年度支給割合) 4.45	
	副 町 長	(2年度支給割合) 4.45	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	750,000円×20.504 (勤続4年)	15,378,000円 任期毎
	備 考	600,000円×12.936 (勤続4年)	7,761,600円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

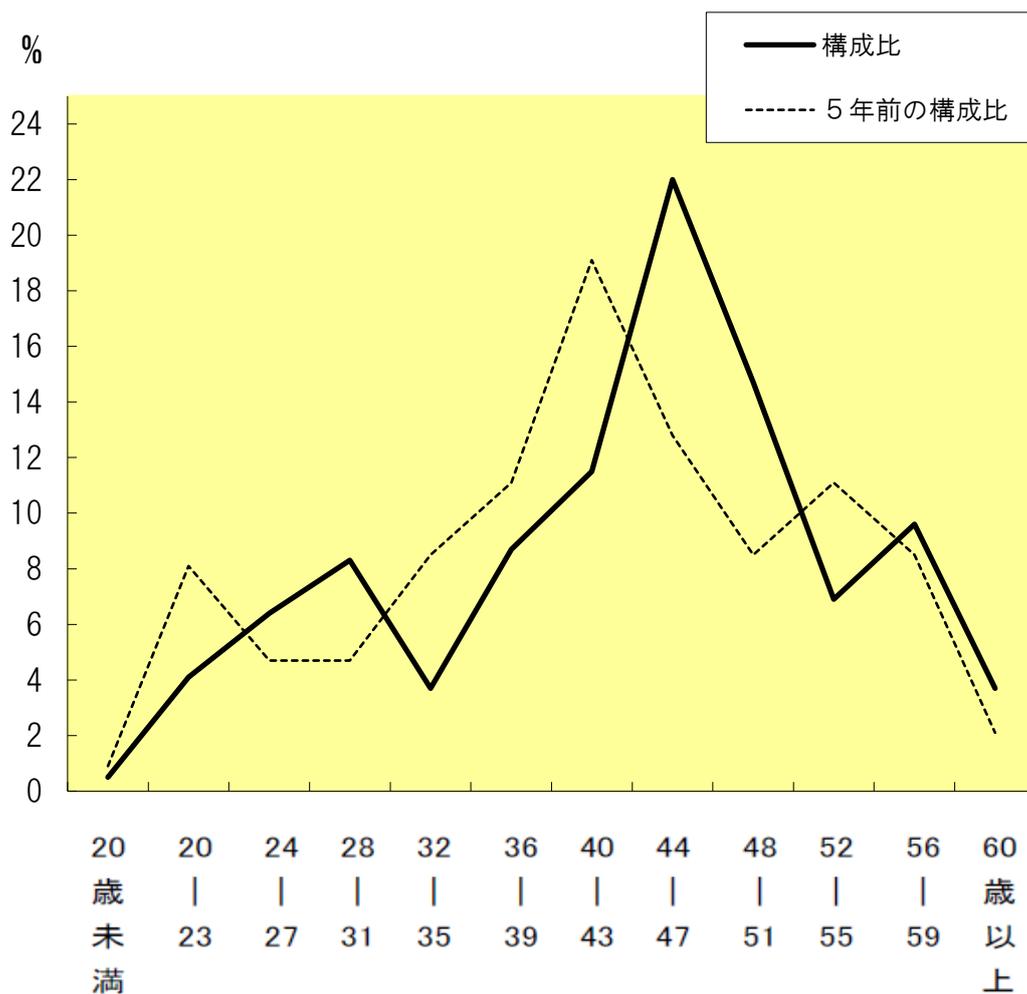
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和2年	令和3年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	32	31	△ 1	職員配置見直しによる減 (△1)
		税 務	8	7	△ 1	職員配置見直しによる減 (△1)
		農 水	19	18	△ 1	職員配置見直しによる減 (△1)
		商 工	4	4	0	
		土 木	13	12	△ 1	職員配置見直しによる減 (△1)
		民 生	43	43	0	
		衛 生	12	11	△ 1	退職不補充による減 (△1)
	計	134	129	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 170.57 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 133.25人)	
	教 育 部 門	11	11	0		
小 計	145	140	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 185.11 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 158.93人)		
公 営 企 業 等	病 院	61	60	△ 1	退職不補充による減 (△1)	
	水 道	2	2	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	14	14	0		
	小 計	79	78	△ 1		
合 計		224 [248]	218 [248]	△ 6 [0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	14人	18人	8人	19人	25人	48人	32人	15人	21人	8人	218人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	132	131	134	136	134	129	△3 (△2.3%)
教育	19	19	13	13	11	11	△8 (△42.1%)
普通会計計	151	150	147	149	145	140	△11 (△7.3%)
公営企業等会計計	85	81	78	81	79	78	△7 (△8.2%)
総合計	236	231	225	230	224	218	△18 (△7.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。